

定 款

(2025年9月1日 最終改正)

株式会社トランザクション

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社トランザクションと称し、英文では、TRANSACTION CO., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに下記各号および各項の事業および関連する事業を営むことを目的とする。

- (1) エコロジー製品、環境配慮型製品・物品の企画製造および販売
 - (2) ヘルスケア製品、衛生製品、化粧品、医薬品、医薬部外品その他製品・物品の企画製造および販売
 - (3) 縫製品、文具、家庭用品その他製品・物品の企画製造および販売
 - (4) キャラクターの企画、開発、デザインの販売
 - (5) 温室効果ガス排出権の売買
 - (6) 広告・宣伝に関する企画制作および代理業
 - (7) 交通広告・屋外広告物・展示・室内装飾等の設計・施工監理
 - (8) 出版物の企画および制作
 - (9) 著作権および工業所有権（意匠権・商標権・特許権等）の企画管理
 - (10) WEBサイトのコンテンツの開発・デザインの企画および制作運営
 - (11) インターネットを利用したマーケティング、広告宣伝、商品の発注、物流、代金決済に係るコンピューターシステムの販売
 - (12) 企業活動における広報活動の受託
 - (13) 古物業
 - (14) 印刷業および製本業
 - (15) 工場内物流作業
 - (16) 産業・一般廃棄物収集運搬業務
 - (17) 倉庫業および倉庫内の運搬業
 - (18) 第1号から第17号に関連する通信販売業務および小売物販業務
 - (19) 第1号から第17号に関連する原材料の輸出入、生産管理・検品ならびにその代行
 - (20) 第1号から第17号に関連する調査（市場調査・市場分析・広告調査等）、研究、技術開発、教育およびコンサルタント業
 - (21) 上記各号に付帯関連する一切の業務
2. グループ企業の経理・財務管理、人事・労務管理、情報処理システム管理、不動産管理および知的財産権管理
 3. 有価証券の保有および運用
 4. 動産・不動産の所有、賃貸借ならびに宅地建物取引業
 5. 上記各項に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都渋谷区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置くものとする。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として行うことができる。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、招集した取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議事録）

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、招集した取締役が議長となる。
2. 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(常勤の監査等委員)

- 第23条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役への委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会の議事録)

第29条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役

等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１０００万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第３４条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第３５条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第３６条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ２． 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第３７条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第６章 計算

(事業年度)

第３８条 当社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までの１年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第３９条 当社は、剰余金の配当等会社法４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準)

第４０条 当社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。

- ２． 当社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。
- ３． 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第４１条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ２． 未払の配当金には利息をつけない。